

貴職は、法務省民事局第四課長就任直後の『平成 4 年 7 月判例タイムズ』(注 1)で「借地・借家法としては、昭和一六年(一九四一年)の正当事由制度の導入以来五〇年ぶりの基本にかかる改正」となる。この改正により、新たに……**確定期限で終了する借地・借家関係が登場し**、これにより土地・建物の利用の幅が広がることが期待されている。」とされた。これは法務省民事局の『借地・借家法改正の問題点』(注 2) (参事官室編 商事法務研究会 昭和 62 年 2 月)での「現行の借地・借家法は、大正一〇年に制定された後、昭和一六年に戦時の住宅不足を……正当事由方式を導入する改正がされ……その後大きな改正がされないまま現在に至っている。」とした法制史を再確認されたものと考えられます。ところが、これ

|                                                                                  |                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 借家法第 1 条の 2「建物ノ賃貸人ハ自ら使用スルコトヲ必要トスル場合其ノ他正当ノ事由アル場合ニ非サレバ賃貸借ノ更新ヲ拒ミ又ハ解約ノ申入ヲ為スコトヲ得ス」    | 借家法改正 (1941 年 [昭和 16 年 3 月 10 日]、法律第 56 号)                       |
| 借地法第 4 条の 1「借地権消滅ノ場合ニ於テ借地権者カ契約ノ更新ヲ請求シタルトキハ建物アル場合ニ限り前契約ト同一ノ条件ヲ以テ更新借地権ヲ設定シタルモノト看做ス | 但シ土地所有者カ自ら土地ヲ使用スルコトヲ必要トスル場合其ノ他正当ノ事由アル場合ニ於テ遅滞ナク異議ヲ述ヘタルトキハ此ノ限ニ在ラス」 |
| 借地法改正 (1941 年 [昭和 16 年 3 月 10 日]、法律第 55 号)                                       |                                                                  |

① 昭和十六年当時は、貸し主の側に使用の必要性があれば、借り主の側の事情を考慮することなく立ち退きを求めることができるというのが絶対的な条件になっていた。②しかしながら戦後の住宅難、③宅地難の時代に非常に問題になりまして④これは社会的正義に反するのではないかという⑤判例の動きによりまして、⑥これは双方の事情を勘案しなさいというふうに実務の取り扱いが変更になった。第 121 回国会 衆議院法務委員会 会議録(2)号 (注 3) 法務省大臣官房審議官・永井紀昭氏 (注 4) 法務省民事局長・清水湛氏の 政府委員答弁要旨 ※本文中の丸数字は全てこの部分の引用

## 第 1 「コピペ」の原籍となった「住宅難ワクチンの処分判例」とその裁判要旨

1. 借家判例「昭和 23 (オ) 162・昭和 25 年 2 月 14 日付第三小法院」(注 5)は『借家法第一条の 2 の規定は……「自ら使用することを必要とする場合其他」云々と書いてあって、当初は「自ら使用する」場合は絶対理由と解されて居たのである」と、冒頭①と同一解釈をしている。続けて「しかし其後漸く住宅難が烈しくなるに従い「正当事由」は借家人の事情をも考慮し双方必要の程度を比較考慮して決しなければいけないと解されるに至り、住宅難の度が増すにつれ右の比較において漸次借家人の方に重さ加わり家主の請求が容易に認められなくなって来たけれども、立法本来の趣旨は前記の様なものである」として②④⑤⑥を裏付けた。2. ところが、その裁判 (判決) 要旨一は「借家法第一条ノ二にいわゆる「正当ノ事由」の有無は、貸家人の事情だけでなく、借家人の事情をも考慮し、双方必要の程度を比較考慮して決しなければならない」としたに止まり、これが今日まで濫用されている「コピペ」の原籍となっている。つまり、判決理由中で②住宅難の烈しさに言及した一方で裁判要旨二や理由中で住宅難も解消されつつあり自力で確保できるような情勢になったとした。にも拘わらず、⑥双方の事情を勘案する際には「使用上の注意」を要する旨の表記の必要は絶対的なものでもあったが……。立法趣旨や住宅難の緩和については「昭和 25 (オ) 148」(注 6)、「昭和 30 (オ) 179」(注 7)でも同様に判じている。これらは、何れも終戦直後の住宅難対策 (あくまでも自力での住宅確保が難しい社会実情)として社会法的 (災害救助法) 観点から、法本来の効能を抑制する「住宅難ワクチン」が処分されたものである。先の東日本大震災における救済措置 (セーフティネット) も、あくまでも被災者が自然災害で被った損害の原状回復が限界線であり、事業再開資金等の優先貸付や利子補給等があるが、それを超えた私的資産形成・私益に対する援助はなされない。また、都営・民間住宅等を被災地自治体が家賃負担により借り上げた上で、「無償の見なし仮設」として被災者に供されていた救済措置の打ち切り報道も自立を促す為である旨に言及している。

## 第 2 立法趣旨とは程遠い「人権侵害ウイルス」が埋め込まれた大法廷の裁判規範

1. 「昭和 34 (オ) 502・昭和 37 年 6 月 6 日付大法廷判決」(注 8)は、その裁判要旨で「借地法第四条第一項は、憲法第二十九条に違反しない」と判じた。同大法廷が定立した裁判規範が立法趣旨①とは似て非なるものであることは、冒頭①～⑥の経緯を知らなくとも或いは立法時の議会議事録を紐解かなくとも、初歩的な国語力で当該条文の本旨は解説できたはずである。

しかも同大法廷の審理は前掲の借家判例時とは全く異なる世相下で行われており、社会的事情に引きずられるような渦中に置かれていたわけではない。ちなみに昭和 37 年 3 月に司法研修所は『法令・判例・学説の調査について』の 42 頁で「ある裁判がはたして判例であるかどうか、あるいは数多の裁判のうちどれが判例なのかは、実は当該裁判を中心にしていえ

⑦土地所有者がその所有権の本来の権能を回復することにつき有する利益と、  
⑧借地権者が一度獲得した土地使用の権能をさらに保持することにつき有する利益の調節を図ることを内容とする。

令の廃止を前提として決議されたが実際には排されていない。つまり罹災法判決は賃貸人と借地人との権利金の授受が禁止されている事実を見落としている。これに関して、昭和 24 年 5 月 30 日付の吉田内閣が発した質問主意書に対する答弁書第 94 号 (注 11)で「**新借地人が前借地人に対して「権利金」を支払うことは禁止してはおりません**」とし、その後段で権利金等の取り扱い「均衡を失する悩み」があると事後の検討の必要を明記した。この答弁書は内閣法制局関与によると思われるが、少なくとも権利金等を一切負担していない借地人が第三者に対する譲渡代金を受領することの (しかも**契約残存期間をも一切問うことなく**) 本質的な問題点は抽出し得たはずである。ところが、罹災法立法時や、昭和 41 年の非訟制度や平成 3 年新法の改正制定時にも、加えて一連の大法廷判決でも土地所有者の財産権侵害であり借地人の勤労に基づかない不当利得の始まりでもあることに誰も誰一人として射程に入れた者はいないし、内閣法制局だと思われる回答書中の「検討」は不履行となっている。つまり、この**罹災法及び同判決も 37 年大法廷も**、何れも憲法適合性を維持し得ない違法立法及び判決である。2. 37 年大法廷は「**公共の福祉**」を大上段において私法契約の権利義務に及ぼす影響を何ら斟酌することなく、**⑨一度獲得した権能の保護**が「社会法的理念」から既に**立法趣旨①**に内包されていたかの如き解釈を論じた。しかし、これは「講師視てきたような嘘を云う」の典型でもあり、この⑧は大法廷による看過してはならない**「捏造」**でもある。しかも⑧の概念を源泉として、社会的弱者でもない借地・借家の賃借人保護の必要が社会法的観点から語られ、その手段として土地・建物の賃貸人に限っては、一般的な土地所有者と比較考量しても理解し難い拘束が課されることになった。昭和 16 年の改正法冒頭の「**自ラ土地ヲ使用スルコトヲ必要トスル**」も、戦時体制下故の事情として許されるとしても、**⑦所有権本来の権能**とは「処分の自由」であり今日の社会情勢下においては一般的な所有者権と比較すると差別的な文でしかない。前述したように 37 年大法廷が立法趣旨を改竄・捏造して定立した正当事由制度の反面的問題は「モロトリアム」の督励としか解せない無体な期待権を借地・借家賃借人に抱かせたことにある。今日に至る一連の経緯を振り返ると、借地・借家法に携わる官・学・産の専門家が然るべき初歩的な注意で検証すれば、その不作為の連鎖による違法を覚知し得たはずである。ところが、殆どの専門家が本来の立法趣旨とは大まかけ離れた裁判規範を何の疑いもなく諸々と追認、つまりは「コピペ」から転記された「カンペ」を丸読みしたアナウンス役を担ってきている。

3. 前述した昭和 21 年「罹災都市借地借家臨時処理法」の立法段階から、しかも賃貸借人双方の権利・義務の帰題に最も大きな影響を及ぼす「投下資本の保護」の概念が専ら借地人の視点に止まっていることにも理解し難い不作為がある。その最大の問題点は、戦前戦後の「**強制疎開**」や「**接収**」に際して「**残存契約期間**」を一切問うことなく「借地権の補償」が行われているが、今日の都市計画における「**収用補償**」にもこれが何の疑問もなく同一基準で施行されていることである。本来ならば工学、つまり最も科学的見地を求められているはずの「鑑定士」も、教えられていないが為であるが「何の疑問」もなく権利金の有無や残存期間を全く斟酌することなく借地権の評価を繰り返している。昭和 14 年の地代家賃統制令は借家・借地の別なく権利金等の授受は禁止しているが、第 51 回国会衆議院法務委員会 (注 12)で当時の新谷法務省民事局長は「東京におきましては三千七百七十三件調査……**九・八％が権利金の授受がある**。……これは大正年間あるいはそれ以前のものから昭和三十七年に至りますまでの調査の結果の集計……」と説明している。これは統制令による権利金禁止と、**立法趣旨①**の通り契約満了時には貸付代金を還してもらえることに依拠したものであることに法務委員は気づくべきであった。つまり立法実務者や立法府・それを補佐する内閣法制局が「**権利金授受の実態の少なさ**」から、「**借地権を物権的に取り扱うことの危うさ**」は予見し得たとは思ふのだが。4. また、建物賃料には土地投下資本の還元分は含まれているが、地代については土地に対する投下資本のシェアともなる還元分は含まれていないし、権利金は土地投下資本に対する借地人の分担とも云える。これが如何なる問題を生じるかという、37 年大法廷が定立した正当事由制度では契約期間満了による借地権消滅の場合でも、何故か借地権消滅の対価として立退料の負担を強制的に求められる。この立退料については、**昭和 25 (オ) 108**」(注 13)で「被上告人が、立退料の金額を示して立退を懇請しても、上告人がこれに応じなかったことが窺える」とした。これは、立法趣旨とは異なる正当事由制度の硬直的な運用に対して、その補償を任意負担しても明け渡しを求めない必要を優先した賃貸人の選択に始まったものである。

## 第 18 代最高裁判所長官寺田逸郎氏への公開質問状

には当研究室の検証結果とは理解し難い乖離がありますし、借地・借家法制に携わる専門家の殆ども同様の典型的な前例踏襲の実態しか確認できません。戦後の借地・借家法の変遷を辿りますと土地・建物の賃貸人に対する人権侵害に止まらない「迫害」としか評せない実態があります。本稿はその冰山の一角の検証例ですので相当に目障りではありましようが、これも貴職が背負われている「使命」の一片片であると思われますので、政治介入の以前に自らの「経験則」に対する「健全な猜疑心」を以て是々非々の再検証を戴ければ切に期待しております。ところで、貴職及び専門家各位は下記借家・借地法条文及び昭和 37 年大法廷判決「昭和 34 (オ) 502」を読まれたことはありますか？

その前・後の多くの裁判を比較検討することによって (…縦断的に…) はじめて決せられるのである」とした。

同大法廷は「昭和二四年 (オ) 第二〇三号」「昭和二四年 (オ) 第二七四号」「昭和二七年 (オ) 第四四六号」を援用して、「**借家法一条ノ二に関する右解釈はなお正当であると思われる**」とした。そうすると、同大法廷河村又介判事も関与され且つ本来の**立法趣旨①**を裏付けた前述「**昭和 23 (オ) 162**」は縦断的な比較検討から外されたこととなるが、これは単なる調査不足に過ぎないのだろうか。しかも、法定更新後の期限の定めのない (一定期間の刑罰経過後は何時でも仮釈放請求 (明け渡し請求) が可能な刑事事件) 借家事案と、法定更新後も最低 20 年から 30 年を経過した後も更に同様の正当事由の拘束期間 (仮釈放なしの終身刑に等しい) が延長される借地事案とを何ら躊躇することなく、たった 3 件の借家判例の裁判要旨を「コピペ」して憲法適合性を論じた。結果として借地と借家との「比較検討」の必要を射程外に置いて借家判例の裁判要旨の適用期間を一切斟酌することなく、安直に「コピペ」したことは立法権を侵害して本来の**立法趣旨①**に「人権侵害ウイルス」を埋め込んだことになる。これは、裁判員裁判の量刑に対し判例相場を守れと発した最高裁の人権感覚と相容れるのだろうか。

2. 同大法廷は借家判例を安直に援用した違法に加えて「借地法 4 条 1 項は、借地権消滅に際し」として、続けて**立法趣旨①**とも全く異なる新たな後段**⑦⑧**を加えた。元内閣法制局長官林修三氏の『法令用語の常識』(日本評論社)で確認できる文法的解釈に基づく限りは、借地法第 4 条 1 項は典型的な**本文に対する但し書き規定** (土地所有者が法定更新を排除できる権利行使の条件を規定したに過ぎない) でしかない。そもそも「但し書き」中の「其ノ他正当ノ事由」に**冒頭⑥**「双方の事情を勘案する」ことが内包されていると読み違えたことと、これは法学履修以前の国語力に問題がある。

3. そもそも、この条文から如何なる読解力を以てすれば**⑦⑧**のような不可思議な解釈が導き出せるのであろうか。しかも、土地・建物の**⑦所有権本来の権能**の一は物件から産み出される利益の独占的収受権にあり、借家権・借地権の本質もその収受権の賃貸借契約に基づく権利に過ぎない。逆説的ではあるが居住用建物は労働対価を以て回収せざるを得ないが、事業用建物投下資本の回収原資はその土地から産み出される収益であり、建物はその回収装置に過ぎない。大正 10 年の借地・借家法制定時の施行地区も、既に利用価値の集積が顕在化している地域が対象である。また、**⑨一度獲得した土地使用の権能の保持**に関しても、契約期間中の賃貸人の権利濫用から保護する必要は当然にある。そもそも私法契約に関わる立法本来の目的は、借地・借家法に限らず双方が約定に基づく権利義務の履行の秩序を担保することほ「**公共の福祉**」の本旨ではあるが、この正当事由制度は著しく超えている。

また同大法廷の河村又介・石坂修一の両判事は「**昭和 34 (オ) 326**」(注 9)で「居住権および生活権は、上告人が本件土地に居住する権原があることを前提とするものである」と一般事項を説かれてい

5. これと同様に、公用収用の場合には契約期間 30 年、残存期間 10 年の場合なら本来は借地評価額の 10/30 となるはずにも拘わらず借地権評価額の全額が補償対象となる。国税庁の評価規定 (注 14) では、残存期間 30 年の地上権割合は 40%、10 年以下で 5% となっている。同様に、定期借地権の場合は残存期間 15 年を超えるもの 20%、10 年以下で 10%、5 年以下で 5% とされている。つまり、新法と旧法との借地権評価において、これだけの格差が生じていることに対して、鑑定士や弁護士等の士業専門家は何故に何ら疑問も抱かなかったのだろうか。それともこの実態を知らなかった？ 或いは、この程度の格差では土地賃貸人の財産権を「**迫害**」するまでは云えない等の何らかの**根拠・理由があった**ののだろうか？

6. 正当事由制度の最大の問題点は、権利金等の負担のない賃借人が残存期間すら斟酌することなく、しかも契約期間中の支払賃料総額の何百倍もの「**労働対価とは程遠い立退料**」を手にすることの「**不当利得**」にある。そもそも借地の場合に限っても、契約期間中において僅かな地代の負担で賃借物件が産み出す利用権・収益権を独占してきたにも拘わらず、明け渡しに際しては**立退料**を必要とすることを創作した官・学・産の専門家は公平・公正の概念を何処に置いていたのだろうか。加えて、裁判所が和解勧告を多用して専ら賃貸人に対して「立退料の増額」を進言・指導して類似事案の解決に繋げてきたことに関しても、これが善意であることは疑わないとしても、**自らの不知を含めた経験値に一片の疑いも持たずに「正義」を強いることの怖さ**は一連上告事案で否応なく感じたことでもある。目の前の当事者の痛みに関する感受性は、法学で育まれることは無いとは思ふのだが。

## 第 4 おわりに……本店告に目をとめられた各界各層の有識者の皆様へ併せて「知のプロフェッショナル」を目指しておられる現役学生諸君へ

1. 法務省民事局は、新法の趣旨として「今回の改正審議の目的は昭和一六年当時からの土地・住宅事情の変化に照らし、当事者間利害の公正公平な調整という見地から現行法の不合理・不都合な点を是直すことにある。」とした。これは現在に至る間の**②③**に関する事情変化とするとむしろ一刻も早く**⑥の正当事由制度**を大法廷で変更する必要があるが**④社会的正義**の観点から優先されるべきと思われるのだが。ところが**加藤一郎氏**は (注 15) で「最近、新規の借地はほとんどないという状態になった。それは一度貸したらもう返らないというような意識が土地所有者の方にございますので……新しく賃借人がなくなってきているというのが実情でございます……そこで出てまいりましたのが更新のない借地権です。定期借地権は、最低二十年から三十年というふうになっている、**更新がないからそこで土地は必ず戻ってくる**」と学識者としての見解を説明されている。しかしながら、そもそも一方当事者の異議権を強制排除することによる**終期のない私法契約**が有っているのか、加藤氏と同様の新法制定趣旨は民事局当事者は当然に、国務大臣や法務委員会委員長も述べている。この実態は何れも誰一人として条文のオリジナルを確保することなく、専ら「コピペ」に基づき事務方が作成した「カンペ」を丸読みにした過ぎない。政治家は兎も角としても、嘗ては東大総長までされた不法行為の専門家でもある加藤氏の初歩的な法概念の欠落は、決してあってはならないはずである。なお、加藤一郎氏は東大教授時代にも昭和 41 年の非訟制度に拘わる法改正に際して、この借地法を「**終わりのない契約である**」(注 16)として 8 条・9 条がもたらす土地所有権者に対する「**不利となる恐れはない**」この裏付けとして 7 条が、これは違憲立法の共同正犯とも云える。少なくとも寺田長官と同様に加藤一郎氏も関係者として法制史に言及されるに際して、借地・借家の条文や昭和 37 年大法廷判決を確認されたのであろうか？ ご両者をはじめとした官・学・産の専門家が発信された著作物かには、その痕跡が一切窺えない。

2. 前任の竹崎長官は、昨年の年頭に「健全な猜疑心」の必要を説かれておりながら残念なこととして当事者の主張に止まり、専門の専門家に必要な「自らの経験値」に対する「**健全な猜疑心**」

物等投下資本の未回収分を含めて「建物買取請求権」の行使により清算できるはずである。しかも、**立法趣旨①**を正解する限りは、契約消滅期は当然に確定していることから、その後に住居用・事業用を問わずして自己資金で土地・建物を取得するか、借家とするかは借家・借地人に限らず生計維持を図る為の基本的手段であり、これも「勤労の義務」の中核であり国民の誰一人として例外に置かれている訳ではない。

4. それ以前に、借家・借地を含めた居住権や営業権は私益の追求手段であり、いずれは自らの資本で土地・建物を取得するまでの代替手段でもある。それが為に当然のことながら賃料・地代等を自力で負担できない経済的困窮者は賃借人にもなれないし、その不履行は借地・借家法とは何の関係もない。にも拘わらず、同大法廷は「**借家人の事情**」を「**借地人の事情**」、つまり**住宅難②を宅地難③**と同じ且つ安直に読み替えた「正当事由制度」の問題は、例え契約期間の 20 年・30 年を経過しても賃貸人に比して「使用の必要性」が勝る限りは法定更新となるとの無体な期待を抱かせたことにある。更には、その終了期は約定がある限りは或いは法定期間を以て予測し得ることであり、しかも賃貸人に対して更新の是非は事前確認できるものであることを含めると、収用対象の公共事業とは異なり不意打ちではない。これは例えるならば、生活保護受給者や公営住宅等の賃借人が**⑨一度獲得した権能の継続的な保護**を顕現しようとするには、「自力で生計を維持できないこと」や「未だに勤労所得が条件内にある」ことを例え何年経過しようとも、その時点で証明可能であればよいとした等の「モロトリアム」の督励を導入したと同義でもある。

## 第 3 正当事由制度の一人歩きが産んだ財産権の「迫害ウイルス」

1. 37 年大法廷に携わった藤田八郎氏を含めた 10 名 (調査官・書記官を含めれば実質的には同一大法廷とも云える)は、「**昭和 29 (オ) 232**」(注 10)で罹災都市借地借家臨時処理法に関する憲法適合性として「そして右両条は、前記申出を任意に承諾した場合においても、又、法定期間内に拒絶の意思を表示しないで申出を承諾したものとみなされる場合及び拒絶しても正当な事由があると認められない場合においても、いずれも、相当な借地条件又は対価で敷地の借地権が設定又は譲渡されない (二条一項、三条各本文、一五条、一六条) ものとなっているのであるから、憲法二九条三項にいわゆる正当な補償なくして財産権を侵害するものとは認められない」と判じた。罹災法第 2 条の 3 に規定されている正当事由は、借地法 4 条 1 項が「**土地所有者カ自ラ土地ヲ使用スルコトヲ必要トスル場合**」に「**建物所有の目的**」を加えたものである。つまり、実質的には同一の正当事由ともい得る規定の適用に関して、37 年大法廷が憲法 29 条 3 項の「補償の必要」を審査しないことは理解し難いものがある。

少なくとも、この判例が論じた諸々を勘案する限りは、そもそも罹災法は「公共の福祉」の必要に基づくものとしても、私法契約における当事者間の権利・義務の変更に関わる限りは然るべき「補償」を必要としたことにある。尚、罹災法は立法段階においては地代家賃統制

の必要に言及されていない。これも一連の訴訟追行に際して裁判官に対して「**経験則の白紙化**」の必要を繰り返してきたが、一貫して馬耳東風の体には止まっている。これも養老孟司氏が『バカの壁』で説かれた「**知りたくないことに耳をかさない人間**」の典型なのであろうか。更には、三権分立制度は我が国の統治を行う基本的なインフラであり、そこより発信される憲法を含めた法令・最高裁判決は最も高度な知的共有財産であり、それが冒頭のような迷走を繰り返していることには残念でならない。そもそも、先の大戦時に「鬼畜米英」や「国益としての大陸進出」「大本営発表」等々の戦争遂行プロパガンダに対して、その虚実を含めた「**何故の検証**」と「**反対意見の発信**」が許されなかった時代の反省に立つて、「**同じ過ちを二度と繰り返さない**」ことを戦後の国是としたはずである。しかも、立法・行政・司法の三権に委ねられたその責任の重さは一般国民の比ではないと思われるのであるが……。

3. 当研究室では、巻末表記上告事案の訴訟に携わってきた都合 15 年以上の間、素人なりに借地・借家に関わる判例・研究書等々を検証してきた。その限りではあるが、殆どの裁判官や弁護士が法学課程や司法修習・裁判官研修等において凡そ専門家と云い得るだけの学習時間を費やしていないが為に、例えると**手術経験の浅い外科医が「手術指南書」を頼りに施術をするのと同じ危うさがある**し、それは門前の小僧でも感じられる。それが為に双方弁護士や裁判官が指標とする「判例」や「研究書」が重要となることは云うまでもない。前述している一連の経緯実態は、三権分立制度の根幹を揺るがしかねない事態でもあると考えられるのであるが、それにも拘わらず司法・行政・学会・日弁連を含めた士業集団・産業界の誰一人としてこの憲法適合性に対する疑問が提起されることなく今日に至っている。この一連の不作為のそもそもの源流を辿ると、そこには法学教育において初歩的な「**確かめ算**」の必要が履修されていないこと、或いは「**詰め込み教育**」の弊害かとも云える「**師**」や「**教科書**」の刷り込みに染まり過ぎ、これら先人の教えを微塵も疑う学習姿勢が体得されていないのかという感がある。しかも**前段①～⑧**に関しても初歩的な論理関数「**IF・AND・OR**」に委ねれば、その是非は自明のことと思われるのであるが、**マイケル・サンデル**は白熱教室でセルフ・ディベート、つまりは自らの「**ボケ・突っ込み**」の効用を説いたものと考えられるが、前述したように本件に携わった法学者・専門家の論旨にはその痕跡すら窺えない。そればかりか、これは土地・建物の賃貸人に対する「**人権侵害**」であるにも拘わらず、法務省・人権擁護局の役割が全く見えてこない。これも省内に「縦割り社会」があるのかと揶揄したくなるのだが。これを含めて法務委員会での政府委員説明に対しても、与野党委員の誰からも「なんでもねえ」の突っ込みもない上に、少なからぬ野党議員の初歩的な憲法認識すら埒外に置いた「**論語読みの論語詠み**」としか評せない対弁が多々散見されている。更には、報道機関や専門出版社の著作物においても、この正当事由制度の再検証の必要を踏まえた報道・記事が全く成されていないと云っても過言ではない。ここにも**人権感覚の欠落**がある。各位に改めてお願いしたいのは、本稿は「**疑う**」ことを知らない、或いは「**反対解釈**」の「**確かめ算**」を怠った**専門家集団の不作為を提起したものである**ので、**本稿全ての論旨を「疑って」みて戴きたい**。当然のことながら真容量の関係で全ての事実関係の展開には限界があるので、ここでは問題のインディックスを提示したに過ぎない。詳細は当研究室の HP で注記資料を含めて開示しておりますので参照下さい。これ以降は、各界各層各位の「**プレス・オブリージュ**」の精神に勝手ながら委ねさせて戴きたい。また、法学履修の途上にある現役学生の諸君には当研究室の HP に巻末表記上告事案の上訴理由書・判決書も開示しているので、所属するゼミでの判例研究や模擬裁判等においては是々非々の検証、つまりは、大法廷を含めたこんな「判決」を書かない裁判官や書かせることのない「弁護士」とするには、既存の法学に何を足して履修したらいいのか。それに加えて、司法制度を含めた三権システムがこのままで良いのかを「大人」に染まる前には是非「考えて」みて下さい。切に、お願いしたい。その上で本年度歌会始で神楽舟の 15 歳当学生・小林さんが詠んだ歌「**この本に全てがつまってるわけやないだから私が続きを生きる**」を贈りたい。これは読み手の意図とは異なるとしても、温故知新の本質であり、遺伝子、つまり次世代へ手渡すべきバトン (遺伝子) の進化・変化に必要な要素でもあり、生きとし生けるものの宿命でもある。

PS 元最高裁判事や憲法学者の集団は、米国追従ではない我が国の「立ち位置・見取り図」を一切示すことなく「**立憲主義に反する**」を唱えている。その集団に問いたのは上記①～⑧は「**立法主義に反しない**」し、それとも「**所掌範囲ではない**」、或いは「**知らなかった**」……のかと。